

信州型総合医の養成に関する指針

平成 25 年 5 月 8 日付け 25 医確第 19 号健康福祉部長通知

I 信州型総合医養成プログラムの認定について

- 1 本県では、医師の地域・診療科の偏在等により、医師不足が顕在化している。また、比較的医師が充足されている中核病院でも勤務医の負担が増大している。このような問題に対応するために、特定の臓器や疾患に限定することなく、幅広い診療に対応ができ、地域医療の現場で活躍する医師を養成する必要がある。
- 2 また、複数の問題を抱える患者にとっても、領域別専門医による診療よりも、総合的な診療能力を有する医師による診療の方が適切な場合もありうる。
- 3 このため、適切な初期対応を含めた診療が可能な医師の育成が特に必要になることから、長野県医学生修学資金貸与者をはじめ、それ以外の希望する者を対象とした総合的な診療能力を有する「信州型総合医」を育成する。
- 4 「信州型総合医」は、日常的に頻度の高い疾病や傷害に対応できる能力に加え、信州という山に囲まれた広い県土のなかで、健康長寿県にふさわしく、健康問題（予防医学・健康増進）から多種多様な医療ニーズ（へき地医療、山岳医療ほか）に的確に対応できる中核病院や医師不足病院で総合診療を行う医師をいう。
- 5 信州型総合医を育成するため、本県では長野県地域医療対策協議会の意見を踏まえ、長野県知事が適当と認める養成プログラムを、「信州型総合医養成プログラム」として認定する。
- 6 医師を養成する医療機関においては、地域における医療の現状を十分に認識し、信州型総合医のプログラムの整備に努めていただくものとする。
- 7 また、県は医師を養成する医療機関と連携して、信州型総合医養成プログラムの整備に協力するとともに、認定にあたっては次の基準に基づき、長野県知事が認定を行うものとする。

Ⅱ 信州型総合医養成プログラムの認定基準について

「信州型総合医」を育成する「信州型総合医養成プログラム」は、信州の地においてリーダーシップを発揮し、地域医療のプロフェッショナルとして総合・専門的な知識・技術を修得する必要があることから、次の基準を全て満たす必要がある。

1 研修期間

プログラムは、原則として後期専門研修の3年とする。

2 研修指導医

各研修の指導医は、原則として学会認定指導医（日本内科学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本小児科学会、日本救急医学会、日本外科学会（又は日本整形外科学会）とする。

ただし、各学会の指導医が少ないことを考慮して、当面は学会認定専門医等の対応も認めるが、その場合には指導医の養成計画等を示すこと。

3 目標

研修の受講希望者に対して、プログラムの目標を明らかにし、本プログラムのねらいを示すとともに、年度ごとの評価とフィードバックに努め、確実な修得に努めること。

4 プログラムの基本的な枠組み

内科、小児科、救急を必須とし、その他の領域別研修として、外科、産婦人科、精神科、リハビリ、緩和ケア、透析、感染症、家庭医療、予防・健康増進などの研修（プライマリ・ケアと関連する診療科）を含めることができる。

5 研修場所

研修先は、自院に限定せず、小規模病院、診療所（山間・へき地含む）などの地域医療現場、介護老人保健施設などの介護・福祉現場、大学病院などの専門医療現場、海外医療機関など、研修医が幅広く選択できる研修先を設定すること。

- 6 症例カンファレンス、患者コミュニケーション及び介護ケアの実践
専門診療科との連携による適切な患者マネジメントを学ぶため、症例カンファレンス等の実施や、外来診療などの経験による患者及びその家族とのコミュニケーション能力育成及びケアマネージャーとの連携による介護ケアについてプログラムに加えること。

- 7 認定医などの資格取得
厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、現在の専門医制度が見直される予定であることから、研修生に対しては、新たな制度に沿ったプログラムによって認定医や専門医が取得できるよう工夫を凝らすこと。

- 8 医師会等との連携
プログラムの作成には、地域における開業医等の協力が不可欠であることから、医師会など関係団体との連携に努めること。

- 9 その他
研修医の身分
2つ以上の病院や診療所等において研修を行う場合には、研修医の身分の取扱いに充分注意し、研修を主催する医療機関側が身分を保証して対応すること。

本指針は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

なお、本指針は専門医制度の見直しに伴い、3 年を目途に見直しを行う。